

不利益処分

処分名	不正受給者からの費用徴収
根拠法令	生活保護法第78条
所管課	保護課

1 処分の内容

不正受給者からの保護費用の全部又は一部を徴収

2 処分の要件

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるとき。